

建物共済事業に係る時効経過事案について

総務部管財課

1 事案の概要

県が所有する庁舎、学校、警察署等の建物等については、公益財団法人都道府県会館（以下「都道府県会館」という。）の建物共済に加入しているところ、平成 26 年度に被災した畜産試験場の建物等 3 件について、災害共済金を請求することなく 3 年の時効期間を経過したため、災害共済金 458,300 円について受領できなくなったもの。

2 経緯

平成 26 年 7 月から 9 月にかけて、台風 11 号（8 月 9 日）等による風水害や落雷により多数の県有建物等が罹災した。

当時の担当者は、罹災直後に都道府県会館に対し罹災した旨を速報したものの、復旧費用が明らかでない等、請求に必要な書類が揃っていなかったため、災害共済金の請求手続きを先送りし、本年 4 月の人事異動の際に現在の担当者である後任者に事務を引き継いだ。

後任者は、着任以来、建物等の所管課からの依頼を受けて災害共済金を請求すればよいと誤認し、請求手続きを行わず、本年 7 月 14 日、都道府県会館から請求の有無について確認を促す連絡を受け、8 月 7 日、管財課内で災害共済金の請求を行わない方針を上司に伺った。この間、災害共済金の請求手続きが先送りされていたことは管財課内で共有されていなかった。その後、直ちに請求手続きを行い、時効が経過していなかった件（23 件、3,717,162 円）については請求手続きを行ったが、既に時効期間（3 年）を経過していた 2 件 354,150 円については、請求できなかった。

また、他にも請求漏れがないか確認したところ、8 月 23 日になって新たに 1 件 104,150 円の時効経過事案が発見された。

3 発生原因

- ・災害共済金を請求すべき事案があることが、担当者と担当者以外の職員との間で共有されていなかったこと。

- ・後任者が、災害共済金請求業務の進め方について理解しておらず、かつ、期限の厳守についての理解が欠如していたこと。
- ・未請求物件を確認・管理する体制が取れていなかったこと。

4 再発防止策

(1) 組織としての業務遂行の徹底

担当者間の引継ぎは原則として文書により行うこととし、担当チームも担当者間の引継ぎの際に同席するなどして情報共有を確実に行うとともに、日常的にチームでの情報共有や上司による担当者業務の把握・指示により、組織としての業務遂行が行われるよう徹底する。

(2) 災害共済金請求手続きのための管理ルールの創設

罹災直後の都道府県会館への速報と同時に、財産所管課に対し、請求書類の提出及び提出期限に関する通知を行うとともに、定期的（年1回）に状況確認、提出の督促を実施するルールを設ける。

(3) 整理簿の作成

処理状況等を記録する整理簿を作成し、課全体で管理を徹底する。

5 参考

(1) 建物共済事業の概要

地方自治法第 263 条の 2 に基づく火災、水害、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業。都道府県所有の建物等を対象に、都道府県会館へ他県と共同して共済基金分担金を負担し、損害補てんを委託。

なお、災害共済金の請求は、被災した日の翌日から 3 年以内に行わなければならないこととなっている。

(2) 管財課の業務

災害等により建物等に損害が生じた場合は、財産所管課から提出された関係書類を精査し取りまとめて、都道府県会館に対し請求し、災害共済金を受領している。